あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の実施に関する運用【新】

<総則>

第1 あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の実施に関する運用【新】(以下、本運用という。)は、 あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の実施にあたり、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業 交付金交付要綱(以下、要綱という。)及びあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付 実施要領(以下、要領という。)に記載のあるもののほか、必要な事項を定めるとともに、要綱 及び要領の取扱に関する補足事項を定めたものである。

<用語の定義>

- 第2 要綱及び要領に記載のある以下の用語について、次のとおり定義する。
- (1)「既存集落」(要綱別表「身近な緑づくり事業」「緑の街並み推進事業」)

既存集落とは、半径300メートルの円内に100戸以上の建築物があるもの、又は50戸以上の建築物が連たんしている箇所。なお、「建築物が連たん」は、建築面積が30平方メートル以上の建築物が、その敷地間の距離が55メートル以内にある状態を指す。(「都市計画法改正に伴う開発許可制度関係のQ&A」(平成19年11月県建設部建築指導課作成)より)

- (2)「屋上緑化」(要綱別表「身近な緑づくり事業」「緑の街並み推進事業」) 建築物の屋上又は屋根において、地盤面を設け、そこに植物を植えて緑化すること。
- (3)「壁面緑化」(要綱別表「身近な緑づくり事業」「緑の街並み推進事業」) 構造物の外壁面及び構造物に近接する位置において、植栽基盤を設け、そこに植物を植え、 又は、地盤面から植物を登はんさせるなどして、緑化すること。
- (4)「駐車場緑化」(要綱別表「緑の街並み推進事業」) 駐車場・駐輪場内の車路又は駐車区画内において、保護資材と地被植物等を併設すること により、緑化すること。
- (5)「空地緑化」(要綱別表「緑の街並み推進事業」) 敷地内において建築物又は駐車場に占有されていない箇所において、植栽等により緑化すること。
- (6)「工事対象面積」(要綱別表「身近な緑づくり事業」) 工事を実施する範囲の全体面積。
- (7)「緑化対象面積」(要綱別表「緑の街並み推進事業」) 緑化面積と同義。都市緑地法施行規則等で規定する緑化施設の面積算定方法を準用する。 ただし、屋内及びそれに準じる場所での緑化については含まないものとする。

(8)「樹林地整備」(要綱別表「県民参加緑づくり事業」)

既存樹林の間伐、下草刈り、枯損木や侵入竹の処理並びに苗木の育樹活動のうち、対象とする樹林地全体の整備目標、整備計画を作成し、その計画に基づくもの。保存するに値する樹木 (各自治体において指定された樹木)の樹勢回復活動を含む。

(9)「都市緑化の普及啓発を実施する事業」(要綱別表「県民参加緑づくり事業」)

都市緑化の普及啓発を実施する事業とは、都市緑化への理解を深めることを目的とした催事のことを指す。

<事業全般>

第3-1 費用の節区分

交付対象経費に係る費用の節区分は、地方自治法施行規則第15条によるものとする。

第3-2 国等の補助を受ける事業の取扱

要綱第3に定める「国又は県が交付する補助金、負担金及び交付金の交付を受ける事業は対象としない。」について、次のとおり取り扱うものとする。

- ・国又は県の補助金等で施工する区域と当事業で施工する区域が図面上及び現地にて明確に区分できる場合は、国等の補助を受けている事業にも当事業を活用することができる。
- ・上記にかかわらず、県民参加緑づくり事業に限り、県民参加の意義・必要性が明確な場合は、 国等の補助を受けている区域にも当事業を活用することができる。

第3-3 運用の及ぶ範囲

別途運用等を定めて行う事業(モデル事業等)については、本運用の限りではないものとする。

第3-4 各事業において、交付対象となる植栽の種類は、下表のとおりとする。

【表1 交付対象となる植栽の種類】

事業名	樹木		地被類 ^{※4}	つる性	草花**4	
尹来石	高木	低木 ^{※1}	地似天具	プジゴ生	宿根草※2	1~2年草
身近な緑づくり	0	0	0	0	0	×
緑の街並み推進	0	0	0	0	0	×
美しい並木道再生	0	0	×	×	×	×
県民参加緑づくり	0	0	0	0	0	△*3

- ※1 通常に育った場合、樹高が3m以下(公共緑化樹木等の品質寸法規格基準(案)より)
- ※2 宿根草: 植栽の生育期間が2年を超えるもの。
- ※3 表16「需用費」に該当するものに限る。
- ※4 地被類や草花等の植栽にあたっては種子吹付や植生シートによる施工も可能とする。

第3-5 要綱第14に規定する「財産の処分の制限」について、下表のとおり運用する。

【表2 処分対象毎の制限期間】

処分対象物	制限期間	根拠	
•樹木	7年(標準的な寿命がこれに満	国土交通省所管補助金等交付規則	
•植栽(1~2年草を除く)	たないものは寿命の限り)	-緑化施設(主として木製のもの)	
•屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑	15年	国土交通省所管補助金等交付規則	
化等における緑化補助資材		-緑化施設(主として金属製のもの)	
•園路	15年(コンクリート敷、ブロック		
	敷、れんが敷、石敷)	国土交通省所管補助金等交付規則	
	10年(アスファルト敷、木れん	-園路(舗装路面)	
	が敷)		
・柵、ベンチ、自然解説板、案内	15年(主として金属製のもの)	国土交通省所管補助金等交付規則	
板	7年(主として木製のもの)	-休養施設(構築物)	

第3-6 要領第10に定める表示板等の詳細は、下表のとおりとする。

【表3表示板の詳細】

交付対象	各事業にて設置する表示板の材料・設置に係る費用は全て交付対象とする。
設置位置	事業を実施した箇所又はその付近で公衆の目につくところ**1
記載内容	事業が完了した年月および申請者名または申請団体名並びに森と緑づくり税を財源として 事業を実施した旨の記載
	身近な緑づくり事業等において、下記の寸法以上の大きさの表示板の設置が可能な場合、 あいち森と緑づくり税の主旨、事業概要(目的、効果等)、写真等を配置した PR 効果の高い 表示板を設置することが望ましい。
	緑の街並み推進事業のうち既存民有樹林地活用事業を実施する場合、以下のいずれかの 旨を記載すること。
	・常時一般の人々が立ち入ることができる。・求めに応じ、一般の人々が立ち入ることができる。・時間を限って一般の人々が立ち入ることができる。
	県民参加緑づくり事業のうち県内産花卉100%を実施する事業の場合、看板内に「花の王 国あいち」のロゴマークと県内産花卉を100%使用していることの記載に努めること。(なお、 花の王国あいちのロゴマークの使用は、県園芸農産課に届け出が必要であるため、事業 実施の際には注意すること。)
寸法	原則A4サイズ以上 ただし、実施要領第10に定める表示板の設置が不可能な場合は除く (ソフト事業は、募集・実施案内チラシや催事看板などに記載)
材質	材質は任意とするが、耐候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しないもの。 木材を使用する場合は、できるだけ愛知県材を活用すること。
	また、事業の内容に対し過度に高価な材質のものは避けること。

記載例	あいち森と緑づくり税を財源とする「緑の街並み推進事業」により当社屋上の緑化整備を行
	いました。
	平成〇〇年〇〇月
	申請団体(者) 〇〇 **2
	この緑地は、あいち森と緑づくり税を財源とする「身近な緑づくり事業」により保全(整備)をし
	ました。
	平成〇〇年〇〇月
	申請者 ○○市長
	この植樹祭は、あいち森と緑づくり税を財源とするあいち森と緑づくり事業により実施しま
	す。
	この〇〇教室は、あいち森と緑づくり税を財源とするあいち森と緑づくり事業により実施しま
	す。
	この〇〇花壇作りは、あいち森と緑づくり税を税源とする「県民参加緑づくり事業」により実
	施しました。
	「花の王国あいち」 *植栽材料は全て県内産花卉を使用しています。

- ※1 事業が複数年度にわたる場合、年度毎に設置する必要はなく、全体として必要な配置を検討のうえ、設置することができる。
- ※2 申請者が個人の場合、申請者の要望に応じ、必ずしも個人名を記載する必要はない。

第3-7 各事業における緑化面積の計算方法は下表のとおりとする。

のロゴマーク

【表4 緑化面積の算出方法】

算出方法の	①都市緑地法施行規則第 9 条一号並びに二号のイ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方			
根拠	法			
Ale	②緑化地域制度申請の手引き(名古屋市)			
緑化面積	【身近な緑づくり事業】			
	①保全型 既存樹林地の公有地化			
	緑化面積 S=S1+S2+S3+S4 工事対象面積=買収面積			
	公有樹林地の整備			
	緑化面積 S= S1+S2+S3+S4			
	工事対象面積 S=(S1+S2+S3)+S4+S7			
	※緑化率の算定にあっては、工事対象面積に S1,S2,S3 を含めてよい。			
	②創出型・公共施設緑化・軌道緑化			
	緑化面積 S= S1+S2+S4+S5+S6 工事対象面積 S= S1+S2+S4+S5+S6+S7			

【緑の街並み推進事業】

- ①緑化事業 交付対象緑化面積 S= S1+S2+S5+S6
 - ※園路・土留め等は交付対象面積の合計の1/4を超えない範囲で実施可。

ただし、市町村交付要綱にて、園路・土留め等を交付対象としていない場合は、対象外

②既存民有樹林地活用型事業 交付対象面積 S=S4+S7

各面積要素

S1:樹木(事業対象の樹木、単独事業等で植栽する樹木、既存の樹木)

【算出方法】下記の①~③のいずれかの方法により算出した面積

●樹木 (S1)

①~③のいずれかにより算出した面積の合計

 ②、③の計算は組合せ可能ですが、それぞれの水平投影の 重なる部分の面積は重複して算入することはできません。



② 樹木の高さに応じて樹冠を円とみなした時の 水平投影面積(高さ1m以上のものに限ります。)

樹木の高さ	樹冠の半径	本数
1~2.5m未満	1,1m	T ₃
2.5m~4m未満	1.6m	T2
4mili L	2.1m	T ₁

S1 $z=T_1 \pi \times 2.1^2+T_2 \pi \times 1.6^2+T_3 \pi \times 1.1^2$ (五は円原庫)

(他の樹木と重なる部分は重複して算入しない)

③ 植栽基盤(樹木が生育するための植栽帯)の水平投影 面積

Sa=植栽基盤の面積 Sb=18T1+10T2+4T3+T4としたとき

Sa≦Sb のとき S1③=Sa

Sa>Sb のとき S1®=Sb



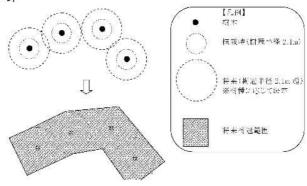
③の計算方法

水平投影

W



 $Sa=4r^2$ 植栽基盤(左図の正方形) 面積4r2 樹冠(左図の点線の円) 而積πr² Sb=18*1* Sa=Sbのとき r=√(18/4)=2.12···



※②における樹木の高さについて、身近な緑づくり事業では、成長後の標準的な樹高とし、 緑の街並み推進事業では、植栽時の樹高とする。

S2:芝、その他の地被植物、宿根草、つる性植物で表面が覆われている部分の面積の水平

投影面積。

芝生については7分張りを標準とし、7分張り以上の張芝を行っていれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上できる。

駐車場緑化などにおいて、緑化補助資材を使用する場合は、緑化補助資材の緑化率を乗じて得た面積を緑化面積とし、補助資材の緑化率が明らかでない場合は駐車マス等の面積に一律 0.8 を乗じて得た面積を緑化面積とする。

地被植物については16株/m゚以上の密度で植栽されていれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することが出来る。ただし、セダム、タマリュウ、ジャノヒゲは36株/m゚以上とする。

S3:水面、水辺、湿地等の水平投影面積

S4: 園路・土留め等の水平投影面積

園路は、その他の緑化面積の合計の1/4を超えない部分に限る(超えた部分については、 S7として計上可)。そのほか、植栽幅に対して園路と見なせる幅の条件等は、緑化地域制度 申請の手引き(名古屋市)に準ずる。

ただし、市町村において対象となる園路の基準を設けている場合は各市町村の基準に準ずる。

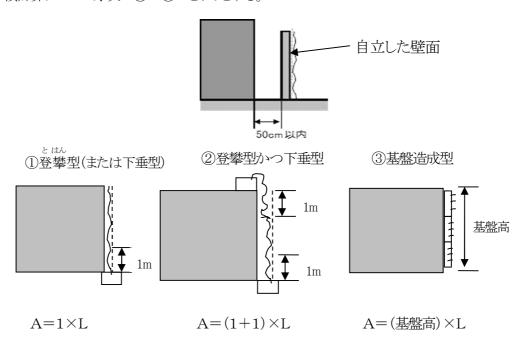
土留めについては高さ20cm 程度を上限とし、園路・植栽基盤を直接支えるものに限る。

S5:屋上緑化面積

上記 S1~S2、S4 が屋上等、建築物や工作物上に緑化された面積

S6:壁面緑化面積

壁面又は自立した壁面(フェンス等の外面から建築物の外壁までの距離が50cm 以内)の面積計算について、次の①~③のとおりとする。



S7:その他面積(ベンチ、自然解説板、案内板、)

- ・ベンチ:設置するベンチの水平投影面積
- ・自然解説板、案内板:設置する自然解説板、案内板の表示板面積

<身近な緑づくり事業>

第4-1 当事業で交付対象となる地域は、下表のとおりとする。

【表5 身近な緑づくり事業の交付対象地域】

対象地域	対象地域の考え方	
市街化区域及び	① 市街化区域	
市街化調整区域内の	② 市街化調整区域内の既存集落	
既存集落	③ 下記による緑の効用※が寄与する範囲	
	※緑の効用	
	・ ①または②の近隣(500mの範囲)に位置する当該緑地の存在により、	
	①または②の範囲の環境改善等に寄与するもの	
	・ 市町村全体または当該地域において、当該緑地が緑に関するネットワ	
	ーク [※] の形成または強化に寄与するもの	
	(※ 緑のネットワーク、風の道、生態系ネットワーク など)	

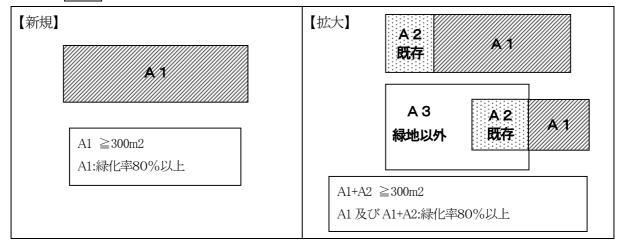
第4-2 当事業で交付対象となる事業及びその交付要件は、下表のとおりとする。

【表6 身近な緑づくり事業の交付対象事業・要件】

(1)緑地保全型(既存の民有樹林地の公有地化又は公有樹林地の整備)

種類		対象規模	緑化率の 最低限度	備考
既存の樹林地の	新	300㎡以上	80%	
公有地化	規			
	拡大	既存緑地と拡大緑 地の合計で 300㎡以上	80%	交付対象は拡大緑地。 ただし、既存緑地と拡大緑地の合計で左 の最低限度を満たし、拡大部分でも左の緑 化率の最低限度を概ね満たすこと。
公有樹林地の整備		300㎡以上	80%	公有樹林地の散策路整備、管理柵の設置を行うもの。

【参考図】 凡 例 A1・・・工事(買収)対象面積 A2・・・既存緑地 A3・・・その他公有地



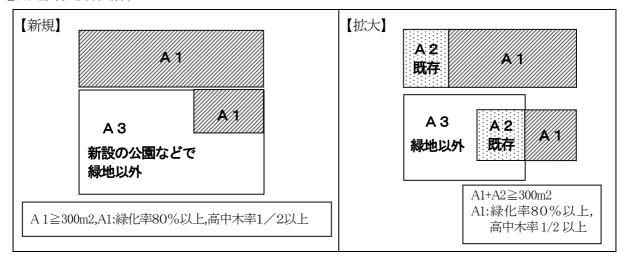
(2)緑地創出型(環境保全・延焼防止などの機能を有する新たな緑地の創出)

種類	対象規模	緑化率の 最低限度	高中木率の 最低限度	備考
新規	300㎡以上	80%	1/2	
拡大	既存緑地と拡大緑地 の合計で 300㎡以上**	80%	1/2	交付対象は拡大緑地。 ただし、拡大部分で左の緑化率の 最低限度及び高中木率の最低限度 を概ね満たすこと。

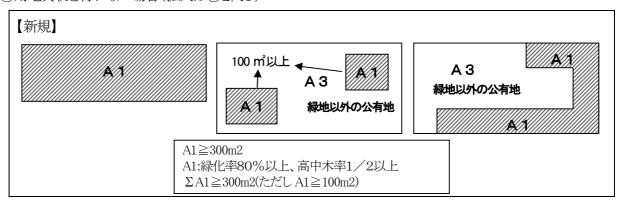
[※] 用地買収を行わず、同一敷地(所有者が同一で地続きの土地)内で分散する緑地を創出する場合、1 箇所あたり100㎡以上のまとまりのある緑地を合算することができる。

【参考図】 凡 例 A1・・・工事(買収)対象面積 A2・・・既存緑地 A3・・・その他公有地

①用地買収を行う場合



②用地買収を行わない場合(拡大は①と同じ)

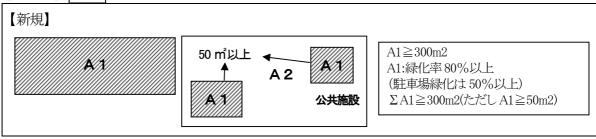


(3)公共施設緑化•軌道緑化

種類	対象規模	緑化率の 最低限度	高中木率の 最低限度	備考
壁面緑化	300㎡以上**	80%	なし	壁面緑化にあっては、基盤造成型に限る
屋上緑化		駐車場緑化		
駐車場緑化		は50%		
軌道緑化				

※ 同一敷地(所有者が同一で地続きの土地)内で分散する緑地を創出する場合、1箇所あたり50㎡以上 のまとまりのある緑地を合算することができる。

【参考図】凡 例 A1···工事対象面積 A2···公共施設



(4)同一敷地内で(2)及び(3)を併用する場合、その合計面積で300㎡を上回っていれば、交付対象とすることができる。

第4-3 第4-2にて規定する緑化率、高中木率は、下表により計算する。

【表7 緑化率・高中木率の計算方法】

緑化率*	緑化率=緑化面積/工事対象面積×100(%)
高中木率**	高中木率=高中木による緑化面積/緑化面積×100(%)

※ 複数年度にわたる事業において単年度(申請単位)では緑化率・高中木率を満たさない場合、全体計画で基準を満たせば交付対象とすることができる。その場合、初年度の交付申請に全体計画に関する資料を併せて提出すること。

第4-4 当事業における、要綱別表に示す「交付対象経費」は、下表のとおりとする。

【表8 身近な緑づくり事業の交付対象費用】

費用名称	内容
植栽費	・植栽材料費(使用できる植栽の種類は表1に記載のとおり)
	・植栽作業費(移植手間を含む)
植栽基盤費	客土(客土搬入に伴う残土処理費を含む)、人工土壌、土留め(植栽を土留め留ためのものに限る)、大型プランター(容易に移動できないものに限る)、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材
土壤改良費	既存土壌を植栽に適した土壌に改良するための費用
灌水施設費	散水栓(スプリンクラーを含む)、給水管、排水管
園路整備費	園路舗装(路盤、表層)、境界ブロック(舗装を留めるためのものに限る)
柵、ベンチ、自然解説 板、案内板の整備 費	柵、ベンチ、自然解説板、案内板を設置する費用(基礎含む)

<交付対象外費用>

- ・維持管理に関する費用
- ・撤去・処分費用(準備工に伴うものは計上可)
- •遊具
- ・トイレ
- •照明施設
- •人工芝
- ※上記にあてはまらない場合は個別に愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課に相談すること。
- 第4-5 当事業にて交付対象にできる用地費及び補償費は、下表のとおりとする。

【表9 身近な緑づくり事業における用地費・補償費の交付条件】

適用できる事業種別	補助率	交付対象基準	
(1)緑地保全型	1/3	【用地費】	
		次のいずれかに該当する場合に交付対象とすることができる。	
(2)緑地創出型		・当該年度に用地買収した箇所の工事を実施する場合。	
①用地買収を行う場合		・当該年度は用地買収のみであるが、全体計画が策定済であり、	
©/13/2094/KC13////101		買収した用地が事業完了までに活用されることが明らかである	
		場合。 なお、土地開発公社等からの再取得も対象にできるが、単価は取	
		得時と時価のうち低い方を上限とし、利息・公社事務費・用地管理	
		費等は対象外とする。	
		【補償費】	
		上記の用地取得に伴い必要となる補償費を交付対象とすることが	
		できる。詳細は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」によ	
		る。	
(3)公共施設緑化・軌道	1/3	【補償費】	
緑化		緑化工事の実施に伴い必要となる補償費を交付対象とすることが	
		できる。詳細は、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」によ	
		් තිං	

第4-6 当事業にて交付対象にできる測量試験費は、下表のとおりとする。

【表10 身近な緑づくり事業における測量試験費の交付条件】

種類	補助率	交付対象基準
工事に関する	10/10	次のいずれかに該当する場合に交付対象とすることができる。
測量調査•設計		・ 当該年度に測量調査・設計及び対応する工事を実施する場合
		・ 当該年度は測量調査・設計のみであるが、用地が確保済かつ
		全体計画が策定済であり、当該測量調査・設計成果が事業完
		了までに活用されることが明らかである場合
用地補償に関する	1/3	次のいずれかに該当する場合に交付対象とすることができる
測量調査		・ 当該年度に測量調査及び対応する用地補償契約を実施する
(火) 里 (火) 上		場合
		・ 当該年度は測量調査のみであるが、地権者との事前交渉で事
		業同意済かつ全体計画が策定済であり、当該測量調査成果が
		用地補償契約までに活用され、工事が実施されることが明らか
		である場合

<緑の街並み推進事業>

第5-1 当事業で交付対象となる地域は、下表のとおりとする。

【表11 緑の街並み推進事業の交付対象地域】

対象地域	対象地域の考え方	
市街化区域及び	① 市街化区域	
市街化調整区域内の	② 市街化調整区域内の既存集落	
既存集落	③ 下記による緑の効用*が寄与する範囲	
	※緑の効用	
	・ ①または②の近隣(500mの範囲)に位置する当該緑地の存在により、	
	①または②の範囲の環境改善等に寄与するもの	
	・ 市町村全体または当該地域において、当該緑地が緑に関するネットワ	
	ーク [※] の形成または強化に寄与するもの	
	(※ 緑のネットワーク、風の道、生態系ネットワーク など)	

第5-2 当事業における、要綱別表に示す「交付対象経費」は、下表費用とする。

【表12 緑の街並み推進事業の交付対象費用】

事業名	費用名称	内容
	植栽費	・植栽材料費(使用できる植栽の種類は表1に記載のとおり) ただし、樹高4.0m以上の樹木単価は15万円/本、樹高4.0m未満の樹木単価は6万円/本を上限とする。 ・植栽作業費(移植手間を含む)
緑化事業	植栽基盤費	客士(客士搬入に伴う残士処理費を含む)、人工土壌、土壌改良、土留め(植栽土壌を留めるためのものに限る)、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材
	灌水施設費	散水栓、給水管、排水管
	園路整備費	緑化対象区域内における園路舗装(路盤、表層)、境界ブロック(舗装を留めるためのものに限る) ただし、植栽費・植栽基盤費・灌水施設費の合計金額の1/4を上回らない金額を上限とする。
既存民有 樹林地活 用型事業	園路整備費	園路舗装(路盤、表層)、境界ブロック(舗装を留めるためのものに限る)
	柵、ベンチ、自然解説 板、案内板の整備費	柵、ベンチ、自然解説板、案内板の設置に要する費用

<交付対象外費用>

- ・撤去・処分費用(準備工に伴うものは計上可)
- •設計費
- ・ライトアップ器具費用
- ・移動式プランターなど、の土地に固定していない植栽
- •人工芝

<消費税の取扱い>

交付対象経費には消費税及び地方消費税(以下、消費税等)は含まないものとする。ただし、以下の間接補助事業者にあっては、消費税等を交付対象経費に含めて交付金額を算定することができる。

- ① 個人事業者ではない個人 ②消費税法における納税義務者とならない事業者 ③免税事業者
- ④簡易課税事業者 ⑤国もしくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表3に掲げる法人 ⑥国又は地方公共団体の一般会計である事業者 ⑦課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者
- ※上記にあてはまらない場合は個別に愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課に相談すること。

第5-3 当事業にて交付対象にできる市町村事務費は、下表のとおりとする。

【表13 緑の街並み推進事業で交付対象となる市町村事務費】

交付限度額	・(民間から申請のあった交付対象事業費+市町村事務費)/2≧交付額の合計
	・民間から申請のあった交付対象事業費×5/100≥市町村事務費
用途	広告宣伝費

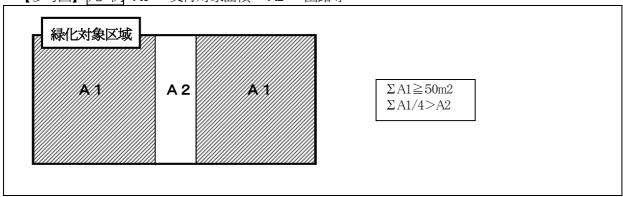
第5-4 要綱別表に定める対象規模について、下表のとおり運用する。

【表14 緑の街並み推進事業における交付対象要件の考え方】

(1)緑化事業

交付対象面積の最低限度	50㎡(園路等を除く植栽	対に覆われた面積)
	都市緑地法施行規則第9条第1項第	2号ホでは、樹木等に附属して設け
	られる園路等の面積は、樹木等の合計の	の1/4を超えない範囲で緑化施設
園路等	の面積として計上可としている。これに	習い、交付対象となる園路等は、交
	付対象面積の合計の1/4を超えない値	節囲の面積で緑化対象区域内に設
	ける園路等とする。	
複数の種別の緑化	屋上緑化と空地緑化など、複数の種類	別の緑化を行う場合、それぞれの面
「友女人・ノイ里が」・ノボ水「し	積を合算した値が最低限度を上回ってい	いれば交付対象となる。
	工場立地法、大規模行為届出制度、	その他市町村条例で定めている義
義務緑化の取扱	務緑化に当事業を活用する場合、義務	分以上の面積を緑化する場合に適
	用できる。(緑化地域制度及び地区計画	iに基づき緑化する場合を除く)
	補助事業者が、1ブロック**内におけ	る複数の間接補助事業者による緑
一括申請時の特例	化事業を一括して申請された場合、その	の合計面積が交付対象面積の最低
	限度を上回っていれば、交付対象とすることができる。	
	○下図の場合	
	(空地・屋上・壁面緑化等の場合)	A1+A2+A3+A4+A5≧50 m²
	(生垣の場合)	L1+L2+L3+L4+L5≥15m

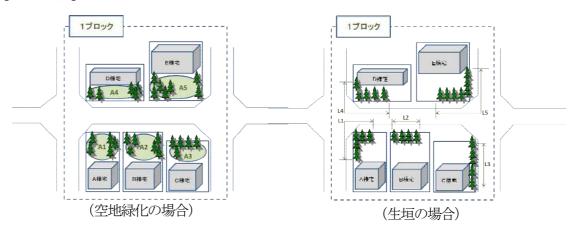
【参考図】 凡 例 A1···交付対象面積 A2···園路等



※「1ブロック」の定義

交差点から次の交差点までの公道(2車線未満の道路に限る)に面して(接して)いる一団の敷地(2車線 以上の道路の場合は、片側のみを1ブロックとする。)

【イメージ図】

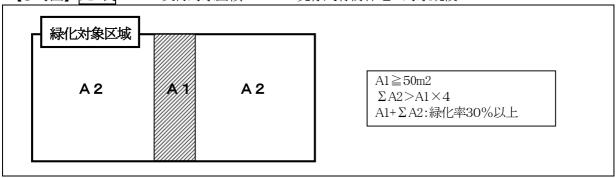


(2) 既存民有樹林地活用型事業

交付対象面積の最低限度	50㎡ (既存民有樹林地の対象規模は200㎡)	
考え方	都市緑地法施行規則第9条第1項第2号ホでは、樹木等に附属して設けられる園路等の面積は、樹木等の合計の1/4を超えない範囲で緑化施設の面積として計上可としている。これに習い、交付対象となる園路等は、既存民有樹林地の対象規模の合計の1/4を超えない範囲の面積で緑化対象区域内に設ける園路等とする。 ○既存民有樹林地の対象規模が300㎡の場合 300㎡×(1/4)=75㎡ > 交付対象面積 ≥ 50㎡	
樹林地の定義	樹木の樹冠の水平投影面積が30%以上占めている土地を指す。	
公開性	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・常時一般の人々が立ち入ることができる。 ・求めに応じ、一般の人々が立ち入ることができる。 ・時間を限って、一般の人々が立ち入ることができる。	

*整備後も樹林地の定義を満たしていること。

【参考図】 凡 例 A1・・・交付対象面積 A2・・・既存民有樹林地の対象規模



(3) (1)及び(2)を併用して申請する場合は、両方の要件を満たす必要がある。

第5-5 同一事業者による申請の取扱い

同一間接補助事業者による同一敷地内の申請は、年度あたり1件までとする。

<県民参加緑づくり事業>

第6-1 当事業で交付対象となる事業及びその交付要件は、下表のとおりとする。

【表15 県民参加緑づくり事業の交付対象事業・要件】

(1)市町村事業型

事業主体	市町村
事業内容	公有地で行う県民参加による植栽、ビオトープづくりなどの緑づくり活動・、体験学習や都
	市緑化の普及啓発
	【事業例】
	・市(町・村)営公園で行う市民参加による植樹、ビオトープづくり活動
	・市(町・村)立教育施設で行う市民参加による芝生植栽活動
	・駅前広場で行う市民参加による植栽活動
	・市(町・村)営公園で樹木医による緑化講習、緑化に関するトークショー、木材や竹等の
	自然素材を用いた工作、寄せ植え体験プログラムが行われる都市緑化催事
交付要件	参加延べ人数 50人以上
	複数回イベント等を行う場合はその合計人数とすることができる。
	当日のスタッフ及び前日までの準備スタッフの人数も含めることができる。
交付金上下限	50万円以上300万円以下/件

(2)市町村による市民団体支援型(間接補助)

事業主体	市民団体等
事業内容	公有地で市民団体等が行う樹林地整備、植栽、ビオトープ整備、間伐作業などの緑づくり
	活動や都市緑化の普及啓発
	【事業例】
	・市(町・村)営公園で行う竹間伐作業・散策路整備・植樹活動
	・間伐材料を使った工作教室
	・市(町・村)営公園で樹木医による緑化講習、緑化に関するトークショー、木材や竹等の
	自然素材を用いた工作、寄せ植え体験プログラムが行われる都市緑化催事
交付要件	・参加延べ人数 50人以上
	複数回活動を行う場合はその合計人数とすることができる。
	・継続性のある事業であること
	例:アダプト制度に登録、愛護会に加入、全体計画に基づく段階整備
交付金上下限	10万円以上300万円以下/件

(3)市民団体直接支援型

事業主体	市民団体等
事業内容	県有地で市民団体等が行う樹林地整備、植栽、ビオトープ整備、間伐作業などの緑づくり
	活動や都市緑化の普及啓発
	【事業例】
	・県営公園で行う竹間伐作業・散策路整備・植樹活動
	・間伐材料を使った工作教室
	・県営公園で樹木医による緑化講習、緑化に関するトークショー、木材や竹等の自然素材
	を用いた工作、寄せ植え体験プログラムが行われる都市緑化催事
交付要件	・参加延べ人数 50人以上
	複数回活動を行う場合はその合計人数とすることができる。
	・継続性のある事業であること
	例:アダプト制度に登録、愛護会に加入、全体計画に基づく段階整備
交付金上下限	10万円以上300万円以下/件

(4)市町村資材配布型

事業主体	市町村
事業内容	公有地で市民団体等が植え付け等を行うための苗木・花苗を市町村が配布する事業
交付要件	参加延べ人数 50人以上 複数団体へ配布する場合はその合計人数とすることができる。
交付金上下限	50万円以上300万円以下/件

(5)講師派遣型

事業主体	市町村
事業内容	緑の活動を実施する市民団体等を育成するため、講師を派遣する事業 【事業例】 ・樹林地整備活動等に必要なチェーンソー操作技能習得のための講習会 ・緑化の意識啓発のための樹木医による見学会
交付要件	参加延べ人数 20人以上 複数回活動を行う場合はその合計人数とすることができる。
交付金上限	17万円以下/件

第6-2 当事業における、要綱別表に示す「交付対象経費」は、下記のとおりとする。

【表16 県民参加緑づくり事業の交付対象経費】

経費名称	内容
工事費	植栽基盤造成、土壌改良、灌水施設等、工事の施行にあたり高度な専門知識、技能や資格を必要とするもの、及び危険な作業をともなうこと等により、一般市民による施工が困難なものが対象
役務費	郵便料、宅配料、運送会社の資材運搬料、間伐した樹木等の処理費、活動の際

	の保険料等、一般市民により実施することが困難なものが対象
委託料	イベント企画、イベント会場設営、事業実施のための測量・土質調査費等、一般市
	民により実施することが困難なものが対象
報償費	講演会、講習会等の講師に対する謝金
	ただし、事業者となる市民団体等の会員やスタッフ、内部講師の謝金は対象外。
	また、高額と思われる謝金については県の基準を参考に査定する。
旅費	電車の運賃等、活動のための交通費。
使用料	会場・会議室等の借上料。用具・用品・機器類の借上料。高速道路通行料。駐車
	場代。
需用費	・植栽材料費
	ただし、1~2年草に係る費用は50万円以下、かつ植栽材料費全体の1/2以下
	であること。
	(都市緑化の普及啓発効果が特に高い全国規模のイベント等に関連する事業の
	場合及び県内産花卉を100%使用する事業の場合、この限りではない。)
	・消耗品、資材、用具等の購入費
	ただし、単価3万円を上限とする。(別途、樹林地整備の活動に関し県と覚書を締
	結した場合は単価10万円が上限)
	・ガソリン等の燃料費
	・テキスト、プログラム、ポスター、チラシ等の印刷製本費
	・軍手・飲料水等の参加者へ提供する費用
	ただし、参加者1人1回当り500円を上限とする。
負担金	事業実施にあたり申請者以外の事業者が実施する必要がある経費
	(負担金として支出できるのは、実施事業費のうち交付対象経費のみ。)
補助及び交付金	市町村が市民団体等に間接補助を行う場合の経費
/大仏仏を5分車へ	

<交付対象外経費>

- ・講師派遣型の場合、工事費、役務費、負担金、補助及び交付金は対象外
- ・市民団体等が事業者となる場合、団体の日常的な運営費、人件費(講師謝金除く)
- ・交際費及び接待費(祝儀、花束、手土産等)
- •賞金、賞品、記念品代等
- ・通信費(電話、FAX、インターネット等)
- •食糧費(弁当、食料)
- ※上記にあてはまらない場合は個別に愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課に相談すること。

第6-3 同一敷地内における申請

同一敷地内における、同一内容かつ同一時期に行われる事業は、原則1件の交付申請とすること。

附則

本運用は、平成26年 4月 1日から施行する。

本運用は、平成27年 4月 1日から施行する。

本運用は、平成28年 4月 1日から施行する。

本運用は、平成29年 4月 1日から施行する。

本運用は、平成31年 4月 1日から施行する。

本運用は、令和2年 4月 1日から施行する。

本運用は、令和2年10月1日から施行する。